

○令和8年2月25日(水)

開議 午前10時00分

閉会 午後3時42分

○出席委員(15名)

委員長	高橋紀博	委員	植木だいすけ
副委員長	駒木おさみ	委員	皆川ゆきたけ
委員	横山啓一	委員	石川まさゆき
委員	いしかわまさき	委員	塩尻英明
委員	あべなお	委員	高橋ひでとし
委員	中村みなこ	委員	能登谷 繁
委員	江川あや	委員	松田卓也
委員	上野和幸		

○出席議員(2名)

議長	福居秀雄	副議長	品田ときえ
----	------	-----	-------

○説明員

副市長	菅野直行	学校教育部長	坂本考生
総合政策部長	熊谷好規	学校教育部次長	中瀬恭子
総合政策部次長	小澤直樹	学校教育部学校施設課長	板東俊光
福祉保険部長	川邊 仁	学校教育部教職員課長	山下聡司
福祉保険部保険制度担当部長	高田敏和	学校教育部教育指導課長	工藤秀敏
福祉保険部長寿社会課長	宮川浩一	学校教育部教育指導課主幹	中山智博
福祉保険部生活支援課長	高桑和寿	市立旭川病院事務局長	木村直樹
教育長	和田英邦		

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸	議事調査課主査	岡本諭志
議会事務局次長	林上敦裕	議事調査課書記	朝倉あゆみ
議事調査課主査	佐藤友紀	議事調査課書記	桐山未悠
議事調査課主査	信濃孝美		

○高橋紀博委員長 ただいまから、補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、議案第1号ないし議案第13号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上13件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○能登谷委員 残り30分ぐらいあるということなので、議案第13号、和解について質疑をさせていただきますと思います。

昨日は、弁護士目線の質疑もありまして、裁判所が定める賠償金額が、専門的な立場で金額が妥当であるということも分かりました。素人には、ライブニッツ係数とか、分かりませんので、検証していただいて大変助かったなというふうに思います。もう一方で、市民的な目線ではどうかということも中村みなこ委員から質疑がありました。その席上、課題が引き継がれましたので、私のほうでも少し確認していきたいなというふうに思います。

まず最初に、さきに質疑もありましたが、何が争点なのか、非常に分かりづらかったなという感想を持ちました。学校と教育委員会の対応と自殺の相当因果関係の有無と答弁されていますが、それが具体的に何を指すのか、その争点は論点整理の中で解消したのか、不明のまま保留としたのか、市民に分かるようにお示しいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 主な争点の1つ目は、学校がいじめとして認知しなかった対応についての注意義務違反の有無であります。このことにつきましては、学校がいじめを認知し、少なくとも学級外でのいじめを重大事態として認定すべきであったことは認め、当時、学校が学級内のいじめ行為を把握していたことについては否認をしております。

2つ目は、学校と教育委員会が自殺を予見できたか、また、学校の対応によって自殺を回避できたかといった学校及び教育委員会の対応と自殺との相当因果関係の有無であります。このことにつきましては、いじめと自殺の間に事実的因果関係があることは認め、いじめ被害から長期間を経た後においても自殺につながると予見できたことについては否認をしております。

これらの争点につきましては、論点整理を行う中で本市が否認した点となっており、不明のまま保留した点はないものと認識してございます。

○能登谷委員 今、論点整理の中で、本市は2つについて否認しているということで答弁がありました。

それで、和解勧告の文書の冒頭、ここには、被告の注意義務違反と死亡結果との間の相当因果関係が認められている場合において、裁判所が相当と認める損害賠償の額が示されているということなんですよね。だから、これが大前提なのではないかなと思うんです。

論点整理の中では否認する主張をしていたが、途中から認めることに変わったということでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 資料でもお渡ししておりますこの和解についてに記載のとおり、本件に関しましては、被告の注意義務違反と死亡結果との間の相当因果関係が認められるとした場

合においてとなっておりますので、裁判所が相当と認めているものと認識しております。

○能登谷委員 いや、だから、この和解勧告を受け入れるということで、今、提案されているんですよね。だとすれば、教育委員会がこの立場に立ったということになりますよね。

○高橋紀博委員長 答弁にお時間が必要ですか。

○工藤学校教育部教育指導課長 本市といたしましては、論点整理を行う中で否認しておりますが、裁判所が相当と認めているということのように認識しております。

○能登谷委員 論点が違うように思いますが、質問を続けます。

それで、和解条項案には、損害賠償を7千万円としたのは、いじめ再発防止に向けた被告の取組を原告も評価し、合意するとあります。

評価されたいじめ防止の取組とは何か、伺います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 和解条項案第2項については、いじめ再発防止に向けた本市の取組を踏まえて裁判所が提案し、原告も納得した上で示されたものでございます。

具体的な評価の内容は示されておりませんが、当該和解に係るいじめ重大事態が発生してから、旭川市いじめ防止対策推進条例の制定や、市長部局に新設されたいじめ防止対策推進部と学校、教育委員会が一体となって事案の積極的な把握と情報共有、迅速な初動対応の徹底、さらには、心理や福祉の専門職による継続的な支援も含め、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図る旭川モデルの取組を構築し、着実に実施に移してきたことなどが評価されたものと受け止めております。

○能登谷委員 今おっしゃっているような取組を評価しているという中身は、どこかで書いてあるんでしょうか、何かに表れていますか。

○工藤学校教育部教育指導課長 具体的な評価の内容は示されておりません。

○能登谷委員 そうすると、論点整理、弁論準備の手續の中で示されたんですか。

○工藤学校教育部教育指導課長 具体的に示されてはおりませんが、和解条項案にございますとおり、原告がいじめの再発防止の取組について評価して合意するということになっております。

○能登谷委員 具体的に書かれていないけど、こうでないかという思い込みを教育委員会としては書いたということですね。

それで、次に行きますが、令和7年6月から弁論準備手續が行われ、5回目の12月には7千万円で和解の原案が裁判所から口頭で示されたということが昨日分かりました。そうすると、4回目くらいまでには和解に向けた雰囲気は出ていたということなんですか。

4回目はいつ行ったのか、4回目まではどのような内容だったのかも伺います。

○中瀬学校教育部次長 令和7年8月29日の第2回弁論準備手續におきまして、裁判所から、本市と原告の双方に対しまして、判決以外の解決の可能性もあるとの認識が示されたところでございます。

また、弁論準備手續でございますが、第4回目は11月18日に行われております。それまで、第1回目が令和7年6月6日、2回目が令和7年8月29日、3回目が令和7年10月6日、4回目が令和7年11月18日に行われておりますが、それぞれ原告の訴状や本市の答弁書、双方の準備書面、証拠の確認などの争点整理が行われております。

○能登谷委員 そうすると、もう2回目で既に和解のことが出ていたということですよ。

判決以外の解決の可能性というのは、和解のことではないんですか、ほかにあるんですか。

○中瀬学校教育部次長 裁判所が示していた判決以外の解決の可能性というのは、一般的には和解のことを指しているものと思います。

○能登谷委員 そうすると、その前に、昨日の質疑では弁論準備は短い時間で行うという感触を持ちましたけれど、第1回の弁論準備は6月と聞きましたが、これは、どのような内容で、どのぐらいの時間をかけて行ったのでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 第1回目の弁論準備手続は6月6日に行われました。時間については、おおむね1時間程度を要しておりまして、内容につきましては、原告の訴状、それから答弁書に係る確認、証拠の確認といったところの内容になります。

○能登谷委員 6月6日、1時間ぐらいで訴状やいろんなものを確認したということですから、ほとんど手続ということなのかなというふうに思います。

昨日の中村みなこ委員への答弁では、弁論手続の中で被告の責任は免れないとされておりとのことですが、それはいつ確認されたのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 令和7年8月29日の第2回弁論準備手続におきまして、裁判所から被告の責任は免れないとの考えが示され、以降の弁論準備手続においても同様の考えが示されたところでございます。

○能登谷委員 弁論の準備、第1回目はほとんど手続中心だったということですから、2回目からは和解の要素が示されていた、2回目から最後までなので、それでは、弁論準備は、事実上、和解の準備をしていたということではないでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 第2回弁論準備手続から第4回弁論準備手続まででございますが、準備書面や証拠の確認、それから争点整理といった手続を行っております。

○能登谷委員 訴訟を受けたときから、当然、行政としては和解もあり得るということも準備する、想定すると思うんですが、しかも、2回目から和解のことも具体的に指摘されていると、長いこと和解を考えてきたわけですから、和解のメリット、デメリットはどのように整理されてきたのか、伺います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 和解につきましては、原告及び被告が互譲の上、早期解決が図られるというメリットがあるものと考えております。これにより、訴訟の長期化に伴う人的・時間的コストが抑制され、今回は、勧告文により、判決に至る場合と比べて損害賠償額が減額されることも示されております。

また、デメリットにつきましては、詳細な法的判断が示されないことや不服申立てができないことと捉えております。

○能登谷委員 昨日の中村みなこ委員に対する答弁では、判決となる場合には、被告である本市の法的責任の有無や範囲が示されるものと考えているとのことでした。これこそ大事なところではないのかなと思います。

市民が知りたいのは、自殺に至る因果関係ももちろんですが、それだけでなく、法的責任の有無や範囲ではないでしょうか。和解によって詳細な解明ができなくなるのではないのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 和解におきましては、判決のような主文としての判断は示されませんが、今回の和解勧告に至る過程で、裁判所から、本市の注意義務違反と死亡結果との間の相当

因果関係を前提とした損害額が提示されております。

本市といたしましては、判決となった場合、解決までさらに時間を要することになるなど、早期の解決が望ましいとの考えなどから、このたび、和解に応じようとするものでございます。

○能登谷委員 約1億円の損害賠償が7千万円に、約3千万円までもらえることがよいのか、それとも、明確な判決をもって市の法的責任の有無や範囲が示されることのほうがよいのか、市民はどちらを望んでいると考えていますか。

○坂本学校教育部長 先ほど和解のメリット、デメリットについて担当課長から答弁がありました。和解については、我々も長短あるものと認識しております。

このたびのことをしっかりと教訓として、再び繰り返さぬよう再発防止を徹底して本市教育行政をしっかりと推進していくためには、和解案を真摯に受け止めて早期解決を図っていくことが必要と判断したものであり、御理解をいただきたいと考えております。

○能登谷委員 そんなことを聞いたんじゃないんですね。市民の望みはどうだということを聞きましたが、言いづらいようですので、次に行きます。

フェイクニュースも相当流れたという訴えもあります。学校関係者も、加害生徒についても、捏造された情報が流れたという指摘もあります。それらの関係も修正されないまま和解となると、真実が隠されるのではないかと思います。それについてはどのような認識でしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 本訴訟におきまして、裁判所は、証拠として提出された2つの調査報告書や学校の対応記録などを踏まえまして、当時の学校や教育委員会の対応を精査した上で和解勧告を行っているものと認識しております。

これらの資料につきましては、和解成立の手続が終了した後、裁判所において、民事訴訟法等の定めに従い、閲覧等の手続を行うことができるものとされております。

○能登谷委員 今おっしゃっているのは、民事訴訟法第91条のことだと思うんですね。第92条については、開示の制限が定められていると思います。

この件は、開示の制限を取っているんじゃないですか、双方から。

○工藤学校教育部教育指導課長 民事訴訟法第92条では、裁判所は、当事者の申立てにより秘密記載部分の閲覧等の請求を当事者に限ることができることとされておまして、当事者ではない方は秘密記載部分以外の閲覧等を行うことができることとなっております。

○能登谷委員 結局、制限されたものしか見られないということになりますよね。

では、今、我々が判断するに当たって、秘密記載部分以外は裁判資料を出してもらえるんですか。そうでないと、我々が判断する根拠がなかなか分からないんですけど、判断材料がないんですけども。

○工藤学校教育部教育指導課長 提出している資料につきましては、今、裁判所において整理中となっております。認識しております。

○能登谷委員 結局、第91条では閲覧できることを定めていますが、第92条で秘密部分については閲覧制限がかけられると。双方でかけ合うけども、最終的には裁判所が調整して、こことここは秘密ですよ、それ以外はほかの方にも見せますよということじゃないですか。

そうすると、どことどこが制限されていて、今、我々に示されるのはこれで、そうでないかという手続はまだされていないってことでしょうか。そういう中で判断しろってことなんだろうか。

闇の中で我々は判断できるんですか。

○**工藤学校教育部教育指導課長** 繰り返しにもなりますけれども、様々、提出している資料につきましては、今、裁判所において閲覧の作業に入っているところであり、お示ししています資料で提出しております和解についての文案をもって判断いただくということが一つあるかというふうに考えております。

○**能登谷委員** 勧告文程度しかない、これでどうやって判断するのかなと思うんですが、次に行きます。

それで、昨日の教育長の答弁では、当時の教育委員会と学校の職員に責任を問うと、道教委と、処分と賠償を求めることについて検討を行うとしました。個々の責任を問う、求償するのであれば、なおさら、和解でなく、裁判を最後までやるべきではないでしょうか。

そうでないと、いろんな法的な責任の範囲や有無、分からないと皆さんもおっしゃっているんだから、それを分からないままで和解しておいて、法的な責任、うやむやにして和解するのであれば、個々の責任を問う、それは難しくなっちゃうんじゃないですか。

○**和田教育長** 本件におきましては、法に基づく組織的な対応ができなかったことや、いじめ及び重大事態としての認知をしなかったことなど、学校及び市教委の組織的対応の不十分さにつきまして、さきの調査報告書及び再調査報告書において厳しく指摘されているところでございます。

こうしたことなどを踏まえまして、当時の関係職員の処分につきましては、教職員の処分権者である北海道教育委員会と継続的に協議を行っているところでございまして、求償についても、本議案の審議を経た後、法に従い、粛々と適切かつ厳正に検討をしております。

○**能登谷委員** 確かに、教育長とか学校教育部長を処分するっていうのは組織的な判断としてあり得るかもしれない。だけど、個々の職員までやるとなると、法的責任も範囲も分からないままにしておいて和解しながら、責任だけ取れっていうことになるのかしら。それだと、新たな訴訟が提起されませんか、言われたほうに、不当だということ。

今、別に起きている裁判もあると思うんですけど、それらのことはどう考えておっしゃっているんですか、教育長は。

○**和田教育長** 今、御質問がありました件については、繰り返しになりますけれども、法に従って粛々と適切かつ厳正に検討してまいるというところでございます。

○**能登谷委員** 自分たちで法に従って粛々と言ったって、裁判を最後までやらなかったら法的責任の有無や範囲が明確でないって述べているんですよ。なのに、教育長だけ法に従って粛々と処分だけしたいと、それは論理矛盾じゃないの。

それ以上言っても、同じことしかないんでしょうから、先に行きますが、最後に伺いますけど、市民目線では、いじめによって命を失うようなことがあってはならない、事実関係を明確にしてしっかり補償してほしいということだと思いませんか。その上で、二度とこのようなことがないように、いじめ防止対策をしっかりと行ってほしいということではないかと思いませんか。

いじめ防止対策については、1次の調査のときも、再調査のときも、それぞれのときにいろんな段階によって新しく分かった事実に基づいて対策を強化してきたと。1次の調査の結果が出る前からいろんな分かってきたことはやってきたと思うんですけども、そういう経過があります。

それじゃ、今回の裁判を受けて、どこをどのように強化されるんでしょうか。今後のいじめ防止

対策の具体的な方向性を教育長にお示しいただきたいと思います。

○和田教育長 令和4年9月の旭川市いじめ防止等対策委員会の調査報告書では、法に基づくいじめの認知や組織的な対応についての御指摘がございまして、これまでの対策を抜本的に改めることとし、令和5年にはいじめ防止対策推進条例を制定いたしました。また、令和5年4月には市長部局にいじめ防止対策推進部が新設され、学校、教育委員会と一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図る旭川モデルの取組を構築し、着実に実施に移してまいりました。令和6年9月には旭川市いじめ問題再調査報告書が出されまして、その再発防止策の提言を踏まえ、旭川モデルの取組を評価、検証いたしまして、包括的な性に関する指導の推進や性的ないじめ事案等への対応マニュアルの作成など、取組の強化を重ねてきたところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も、本事案を教訓といたしまして、二度とこのような事態を繰り返さないよう、児童生徒一人一人に寄り添い、いじめを見逃さない組織的かつ迅速な体制の運用と実効性のある再発防止策をしっかりと継続してまいります。

○能登谷委員 具体的な方向性と言っても、何だかあまり具体的でなかったなど。それはそうですね。法的な範囲も責任もいろいろなことも分からない中で和解だけしてしまえということだから、どこをどうしようとしているのかもよく分からない答弁だったなどと思います。

しかも、我々には、裁判資料、開示制限あるものも見せてもらえないという中で、どこをどう判断するのかなということとは疑問を呈して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○駒木副委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川まさゆき委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

昨日、2月24日、塩尻委員のほうから、今日は何の日ということで、月光仮面登場の日というお話がございました。私も、やっぱり、これ、調べなきゃいけないかなと思って、調べました。

今日は、2月25日はひざ関節の日ということです。これは、完全に語呂合わせでございまして、2月の2は、膝は英語でニーって言いますよね。25がにっこりってということで、要は、膝が痛くても、痛くならないように、にっこりしましょうというような日、健康寿命の延伸を啓発する日ということなんだそうです。

膝の痛みって、私は介護の仕事をしているんで、やはり、高齢者の方とかを見ていると非常に多いんですね。日本人は膝の痛みがある方が非常に多いみたいで、そして、50代とかが多くて、60代になるとより多くなるということだそうです。理事者の皆さんも座ってお仕事されることが多いですから、やはり、これは、運動不足とか、そういうのも原因で膝が痛くなるという方もいらっしゃると思います。日本人は、外国人と違っていて、床での生活がもともと多いです。床に座っていたりとか、もしくは、床から立ち上がるとか、膝を大きく曲げるといのが膝の痛みの原因になるそうです。外国人は肥満が原因で痛くなる方が多いということなんで、皆さんも、要介護状態にな

らないように、膝の痛みがあると介護になっちゃいますんで、今日は、3款1項3目の介護ということで、介護サービス等事業者物価高騰対策支援金、これ1問だけ、私、質疑させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

我が国は、様々な問題がありますけれども、その中でも、やっぱり、円安問題、世界的な原材料価格の上昇によって、燃料費や水道光熱費、また食料品の物価高騰が止まりません。そういったあたりを受けやすい事業に、物価高騰に鑑みて自由に価格設定できない介護のサービス事業者が挙げられます。特に、入居施設においては、高齢者の方々の生活の場ですので、やはり、食材費だったり光熱費のやりくり、それが介護の事業者の方はとても大きな問題で、心的労力が計り知れないなというところだと思います。

現場からは、厨房を委託されている業者さんから、食材費の高騰によって値上げを要請されているとか、あとは、冬の駐車場の除雪を業者に依頼して頼んでいるんだけど、燃料費の高騰で値上げを要請されているとか、あと、夏の猛暑でエアコンを使用しますけれども、利用料を値上げできないとか、もしくは、介護報酬は変わらないのに、人件費、これは毎年上昇しています。それで、やっぱり支払いが大変だとか、そういった様々な物価高騰を含めた経営難に苦勞する声をやはり耳にしております。

一方、介護報酬を引き上げることはできないので、そのほかの介護保険外の部分でのサービスを値上げするしかありません。しかし、それらの値上げを実施することで、様々な影響を及ぼすおそれがあります。その代表が、やっぱり、介護のサービスの利用控えの問題で、高齢者の方々の多くの収入はやはり年金に頼っているからです。サービスの利用控えが起きることによって、結果的に医療、介護の給付費が増大する、そういうようなリスクがありますし、事業者にとって、やっぱり業績不振で倒産するというような懸念がありますんで、本市の介護保険制度の持続性もやっぱり危ぶまれるということだと思います。

それでは、質問に入りますけれども、本支援金の事業目的と事業概要についてお示しください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護サービス等事業者物価高騰対策支援金につきましては、光熱費や食料料費の高騰による影響を受けている介護サービス等事業者に対して、事業運営の負担を軽減し、安定したサービス提供の継続を支援するものでございます。

事業費は1千381万5千円で、内訳は、補助金1千372万6千円、事務費8万9千円となっております。

なお、財源は、全額、国の重点支援地方交付金となっております。

○石川まさゆき委員 事業費は1千381万5千円で、財源が、全額、重点支援地方交付金でありますので、介護事業者は、中小企業、もしくは小規模の事業者が多いですので、旭川市も地域の実情に応じて対応していただいているということに感謝を申し上げたいと思います。

では、本支援金の対象となる事業者はどのようなサービス類型を対象としているのか、お聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護サービス等事業者に対する物価高騰対策につきましては、一部のサービス類型を除き、北海道において実施を予定しております。そのため、本市においては、北海道が対象としていない有料老人ホーム、地域包括支援センター、生活支援ハウスの各事業所を支援金の対象としております。

○石川まさゆき委員 介護サービス事業者に対して北海道からの物価高騰対策支援金があるということも同時に分かりましたけれども、旭川市としては、北海道が対象としていない介護事業者に支援をするということで、物価高騰に苦しむ全ての事業者に支援金を行き渡るようにする計画ということが分かりました。

御答弁では、有料老人ホーム、地域包括支援センター、生活支援ハウスの名前が挙がりましてけれども、支援金の対象施設数と支援金の額についてそれぞれお示してください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 支援金の対象施設及び支援金の額についてであります。

まず、有料老人ホームにつきましては、276施設を対象とし、定員30人以下は1事業所当たり4万円、定員31人から60人は同じく8万円、定員61人以上は同じく12万円としております。次に、地域包括支援センターにつきましては、11施設を対象とし、1事業所当たり1万8千円、生活支援ハウスにつきましては、2施設を対象とし、定員1人当たり1万6千円としております。

○石川まさゆき委員 有料老人ホームを含めて合計で289施設とのことで、やはり、相当な施設数があるということが分かりましたけれども、同時に、国や北海道が物価高騰対策の対象外とする施設がこれほど多いということだと思えます。

それでは、本支援金額の考え方についてお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業は、物価高騰による影響が市民生活全般に生じている中、重点支援地方交付金を活用して効果的に介護サービス等事業者の負担軽減を図ろうとするものであります。そのため、対象施設は北海道が対象としていないサービス類型とし、支援金の額についても定員数に応じて設定するなどの工夫を講じております。

サービス類型ごとの支援金の額につきましては、令和5年度に、今回と同様、北海道が対象としていないサービス類型を対象として実施した際の支援金の額や、現在、北海道が検討している物価高騰支援金の額などを参考として算定しております。

○石川まさゆき委員 定員数が多ければ、その分、経費もかかりますので、3段階に分けて支給金額を設定しているようですし、支援金額については、令和5年度の過去分と今回北海道が検討している支援金を参考としているということが分かりました。北海道が対象としたサービス類型施設も、対象外とされている施設も、公平性を重視して旭川市として対応していくという考え方も理解することができました。

続きまして、支給対象の要件があるのであれば、この際、お聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業は、事業運営の負担を軽減し、安定したサービス提供の継続を支援する取組でありますので、要件として、事業所として既に事業を開始しているほか、申請時点において令和8年度中に事業の廃止または休止の予定がないこと、利用者への負担増を極力控えるよう努めることとしております。

○石川まさゆき委員 令和7年度において運営実績があつて、かつ、利用者への負担増を極力抑えることを要件としているとのことですが。

この負担増については、事業運営上の調整は致し方ないと考えますが、ここでは深掘りしませんけれども、市は、極力、要件を緩和して、幅広い施設に支援金を支給していただけるようお願いしたいと思えます。

話題は変わりますけれども、旭川市内の有料老人ホームの数は、数ある介護サービス施設の中でも相当多いと認識しています。一方、営利法人などが参入する際の障壁が低くて、積雪寒冷地である本市の高齢者にとって、安心して生活する住まいの選択肢の一つとしてそれだけ需要が高い施設であるということも言えます。

しかし、先ほどの答弁でも対象となり得る有料老人ホームの数はたくさんありますので、その分、支援金の対応は大変であるというふうに思います。

これまでの有料老人ホームに対する支援実績を教えていただければと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護サービス等事業者に関する物価高騰対策につきましては、北海道において、令和4年度、5年度、6年度に実施をしており、令和7年度の実施予定を含めまして、いずれも有料老人ホームは対象に含まれておりません。

本市においては、令和4年度と令和5年度に介護サービス等事業者に関する物価高騰対策を実施しております。それらの中で、有料老人ホームに対する支援につきましては、令和4年度は、車両の燃料費として165事業所に対して283万2千円、令和5年度は、電気代以外の光熱費及び燃料費として244事業所に対して1千420万円をそれぞれ支給しております。

○石川まさゆき委員 介護施設には様々なサービスの種類があって、原則、要介護3以上の入居可能な特別養護老人ホーム、あとは、お医者さんが常駐して在宅復帰を目指す老人保健施設、認知症のケアを専門とするグループホームなどがありますけれども、基本的に在宅の類型となる有料老人ホームに対して、本市では、毎年ではないとしても、令和4年度から物価高騰対策の対象としていますが、その理由をお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護保険制度の適用を受ける事業所につきましては、介護報酬を基に運営しているため、物価高騰に対して報酬改定による対応には時間を要することとなりますが、有料老人ホームにつきましては施設利用料に反映することも可能でございます。そのため、北海道の物価高騰対策につきましては、介護保険制度の適用事業所を中心に対象としているものと理解しております。

その一方、有料老人ホームにおいても、施設利用者への影響に鑑み、施設利用料への反映をできるだけ抑えようとされている状況もございます。そのため、本市では、要件の一つとして、利用者への負担増を極力抑えるよう努めることを規定した上で対象としております。

○石川まさゆき委員 有料老人ホーム側は、物価高騰に苦しむ中でも利用料への反映をできるだけ抑える努力が背景にあるということ、旭川市側の要件としては、施設、利用者への負担増を極力抑える狙いがあるということが理解できました。

物価高騰や人件費の上昇、さらには働き手人口の減少に伴い、今後ますます課題となる介護人材不足などが加速していくと予想されます。

有料老人ホームに対する今後の対応についてお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本市は、有料老人ホームの施設数及び定員数、さらに、高齢者人口数に占める定員数の割合のいずれも中核市の中で最も多い状況にあり、高齢者にとって、住まいとして有料老人ホームが有力な選択肢になっているものと認識しております。

そのため、介護保険事業計画の策定作業の一環として、3年ごとに実施をしている介護サービス事業所等実態調査について、今回初めて有料老人ホームにも調査への協力をお願いしたところであ

ります。同時に、国においても、有料老人ホームの多様な運用方法やサービスの提供実態の把握や、多様なニーズに対応しつつ、運営やサービスの透明性及び質の確保を図るための方策等の検討が進められております。

本市としましては、国の検討状況を踏まえながら対応していくことを基本としながらも、他都市と比べて高い利用状況にあることから、特に利用者への影響について注視をしながら、今後も、物価高騰対策等を含めて、本市独自の取組について検討していくことが必要であると考えております。

○石川まさゆき委員 市としては、旭川市の高齢者の方々の住まいの選択肢として有料老人ホームが有力な選択肢となっており、物価高騰が利用者へ悪影響が及ばないように注視する必要があるため、有事の際は本市独自の支援も検討していくということだと思えます。

本市の介護保険制度の持続のためにも、市は、介護事業者に全てを丸投げせずに、寄り添う形で、よきパートナーとして信頼される行政であるということを切に願いたいと思えます。

1点、別の視点ですけれども、生活保護受給者の方々の入居は、有料老人ホームに限らず、入居施設全体で多いというふうに思います。生活保護受給者の最低生活費が定められていると思いますが、こちらも物価高騰への対応が不十分で、入居施設の運営に影響が生じているというような話も聞きます。

物価高騰対策を広い視点で見たときに、こういった点も改善していくべきと考えますが、入居施設の負担軽減に資する取組の検討が必要であるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 生活保護制度においては、保護費として支給できる生活扶助費や住宅扶助費は民間アパートと同様の基準額となるところであります。生活保護受給者の方の入居に関して、独自に市としての上乗せ支援を行うことは困難であると考えております。

○石川まさゆき委員 最後に、お聞きいたします。

物価高騰対策として、北海道が対象としていないサービス類型の施設に対して、北海道と遜色ない金額での支援金を対応していただく判断をした旭川市には敬意を表したいと思えますけれども、一方で、有料老人ホームを例にしますと、定員30人以下で1事業所当たり4万円、定員60人以下で8万円、61人以上で12万円、さらに、地域包括支援センターに関しては1事業所1万8千円のそれぞれ1回の支援金です。

今回は、光熱費及び食材料費の一部を補助する支援金であることは理解しておりますけれども、物価高騰に対する一時的な補助にすぎません。介護事業者は、価格転嫁できない社会保障と位置づけられた業種です。今後も、引き続き、経営の安定化に向けた支援が必要であると考えますが、市の見解をお聞きして本質疑を終えたいと思えます。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 介護事業者に対します経営の支援についてでございますけれども、市としましては、介護を必要とする方に必要なサービスを適切に提供していただくため、今回の物価高騰対策支援金のほか、介護事業所の経営に大きく影響する介護報酬について、実態に即した適正な水準を確保するよう、これまで国に対して要請等を行ってきたところでございます。

そうした中、国においては、今年6月に臨時の介護報酬の改定を実施することとなっております。また、それまでの間については、半年分として、介護従事者に対して月額1万円の賃上げ支援なども予定されているところでございます。

今後、令和9年度からの通常の介護報酬改定に向けた検討も進められるものと思われませんが、その議論の内容やそれに対する市内の介護事業所の受け止めなども勘案しながら、国に対し、必要に応じて追加的な措置などを求めてまいりたいと考えてございます。

○駒木副委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○いしかわまさき委員 おはようございます。

自民党・市民会議のいしかわまさきでございます。どうぞよろしく願いいたします。

私から質疑させていただくのは、福祉保険部、3款3項2目の生活保護等費追加給付事業費において、3億4千87万4千円の補正額が計上されていることにつきまして質疑させていただきます。

本補正は、最高裁判決に伴う追加給付ということなので、国の判断や決定が最高裁判所によって是正されたものと認識しておりますし、国の予算づけによって本市も補正予算が組まれたものと認識しております。

そうした背景を踏まえて質疑させていただきたいと思います。

本補正は、申し上げましたとおり、最高裁判決に伴う追加給付でありますから、まず初めに、本件の追加支給の要因となった最高裁判決の概要についてお答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 まず、判決の対象となりました平成25年度からの生活扶助基準の改定内容について申し上げます。

国は、当時、物価下落が継続し、基準額が据え置かれていた状況を踏まえ、経済情勢の変化を適切に反映させる観点から、物価の下落分を考慮して水準調整を行う、いわゆるデフレ調整と、生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、年齢別、世帯人員別、地域別の基準額について、一般低所得世帯の消費実態との乖離を是正する、いわゆるゆがみ調整、この2つの考え方にに基づき、生活扶助基準を減額いたしました。

昨年6月の最高裁判決は、このうち、ゆがみ調整については適法としましたが、デフレ調整については、厚生労働大臣の判断について裁量権の逸脱、濫用があり、違法であると判断したものでございます。

○いしかわまさき委員 それでは、次に、最高裁判決を受けた国の対応についてお答えいただくとともに、本市の対応についてもお答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 最高裁判決を受けて、国は、平成25年からの生活扶助基準を違法とされなかった考え方で改めて引き下げた上で、当時、実際に引き下げられた額との差額を支給するとしたところであり、昨年12月、保護費の追加給付を行うための経費を計上した令和7年度補正予算が国会で成立いたしました。

これに基づき、本市においても、令和7年度中に追加給付に着手しようとするものでございます。

○いしかわまさき委員 それでは、次の質問ですが、本市において、今回の事案に伴う追加給付の対象となる方は何名いらっしゃるのか、お答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 追加給付の対象となりますのは、平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給していたことがある世帯でございます。ほかに、平成30年10月以降から今年度までの間、一定期間、入院、入所されていた方、障がいのある方で加算が算定されていた方や毎年12月に支給される期末一時扶助が算定された世帯なども対象となります。

対象世帯数は、現在も本市で保護を受給している世帯が約9千世帯、現在は保護を受給していませんが、期間内の一時期に本市で保護を受給していた世帯が約7千世帯で、合わせて1万6千世帯を見込んでおります。このうち、令和7年度補正予算により、令和8年3月末までに給付決定できるのは、平成25年から現在まで保護を受給していて、追加給付額の算定に当たって複雑な計算を要さない単身世帯の約3千世帯と考えております。

現在、保護を受給している残りの6千世帯及び保護廃止世帯の分は令和8年度予算に計上しているところでございます。

○いしかわまさき委員 本事案の対象者には、追加給付になった原因やその内容について説明し、また、確認していただいているのか、お答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 追加給付の実施に当たり、現在、生活保護を受給している方からの申出や申請は不要とされておりますので、準備が整い次第、順次、給付する予定であり、受給者の方には追加給付額の内訳等が分かる通知書をお送りすることとしております。

国は、この追加給付の詳細な内容について、厚生労働省ホームページなどで周知活動を行うということですので、実施されると思われる国の取組を確認しながら、市としてのPRの手法を検討してまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 生活保護は、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づいて制定されたものであり、その運用を担っている自治体には慎重で丁寧な対応が求められるものであります。

追加給付の実施に当たり、担当部局として考えていることがあればお答えください。

○川邊福祉保険部長 追加給付実施に当たっての私どもの考えということでございます。

昨日の質疑でもございましたけども、本件については、生活保護者の立場から見ても、最高裁が出した違法判決についての受け止め方ですとか、追加給付に至るまでの国の対応、それから、専門家の意見の吸い上げ、さらには、原告団に限定した給付まで行われるといった一連のものに対して、様々な思いを持って受け止めているように感じております。

これに関して、受給者の日々の生活、暮らしに直接接する私ども現場に聞こえてくる声ですが、当然、追加で受給できるという喜びですとか、安堵ですとか、あるいは、早くもらえるということに対しての感謝の声もいただいております一方で、長引く物価高の中、減額前の全額がもらえないといったことへの落胆ですとか、国に自分たちの声がなかなか届かないといったことに対するやり場のない気持ち、こういったものも当然聞こえてくるわけでございます。

そうした個々の思いを受け止め、受給者の置かれた立場に寄り添うことも、また生活保護行政を預かる私どもの仕事の一環というふうには受け止めております。

そうした中、先般、発生した保護課職員の不適切な行為ですけれども、生活保護受給者の方々の尊厳を傷つただけではなく、行政に対する信頼も大きく損なわれる、そういったことになりました。これについて、事務改善と、それから、意識改革の両面から再発防止策を講じましたが、今は

まだ私どもは信頼回復のスタートラインに立ったばかりである、私自身、そのように認識をしております。

ただいま委員から御指摘があったように、いま一度、法の理念に沿った慎重かつ丁寧な対応を心がけながら、これまで前例のない追加給付の業務について、受給者の気持ちに寄り添いながら着実に進めていきたい、そのように考えております。

○いしかわまさき委員 ただいま福祉保険部長が言われたこととなりますが、本年1月初めに全国ニュースとなるような事案が発生いたしました。第一報の報道によりますと、本市職員でケースワーカーの男性職員が、自身が担当する生活保護受給者7人分の氏名や住所、通院先等の個人情報が含まれた書類を自宅近くのごみステーションに捨てていたというものでございます。

本事案について、その内容についてお答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護を担当する職員が、職場で保管していた書類を自宅に持ち出し、昨年末にごみステーションに廃棄したところ、1月3日になって、偶然通りかかった市民の方がその中に含まれていた生活保護関係書類を発見いたしました。書類には、氏名ほかの個人情報が記載されており、7名の保護受給者の方のお名前や、医師や施設職員の名前などが分かる内容のものもございました。

また、その中に含まれていた申請書や領収書などについて、事務処理状況を調査したところ、未支給となっていることが分かりました。その後の調査により、当該職員については、9人分、11万9千225円の未支給が生じていたことが確認され、さらに、金額はまだ確定しておりませんが、未支給と思われるものがさらに数万円分あることが判明したところでございます。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁から、事案の概要については把握したところではございますが、一方、なぜ、職員が市民の個人情報が含まれた書類を庁舎外に持ち出すことができたのか、そして、なぜその書類を職員は自宅近くのごみステーションに捨てようと思ったのか、この2点についてお答えください。

お伺いしたところによりますと、職員は個人情報が含まれた書類を庁舎外に持ち出すことは禁止されていること、また、当該職員は長期休職中であつたと聞いております。

○高桑福祉保険部生活支援課長 このたび流出した書類につきましては、担当者が日常の業務で使用するものでありますので、庁内において適切に管理、保管しなければならないことはもちろんのことですが、庁舎外に持ち出すことが物理的にできないようなものではありませんでした。

また、なぜ捨てようと思ったのかということにつきましては、当該職員は、公文書が含まれていることに気づかなかつたという説明をしており、書類を隠蔽しようとしていたとすれば、あまりにもずさんなやり方ですので、正直なところ、職員の行動は全く理解できないところでございます。

○いしかわまさき委員 次に、こちらは書類が廃棄されていたことよりも重要な問題と捉えておりますが、本事案で捨てられていた関係書類の受給者7名の中から、未支給の受給者3世帯、3人が発覚したことでございます。日付は2024年のものであつたということで、1年以上、未支給のままだった可能性もあります。

ただ、それもそのはずで、未支給だったのは本事案の職員が担当していた受給者で、担当職員が長期休職の状態にあることによって、併せてこのような未支給の問題が発生したのではないかと考えられます。

そこで、質問ですが、なぜこのような未支給の事案が発生したのか、市の見解をお伺いするとともに、担当職員が休職等で業務を遂行できなくなると、そのことが受給者にも影響してしまうものなのか、お答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 申請書などを受け取った後に申請書受理簿に記載し、その電子データ化を行っていただければ、係長やほかの職員が業務処理状況を確認する中で未処理であることにもっと早く気づくことができましたが、本件につきましては、当該職員は、申請書などを受理した後、そのことをほかの職員と情報を共有せず、自分の机にしまい込んでおりましたので、周囲の者が気づくことができなかつたところでございます。

また、職員が病気休職となることにつきましてですが、担当ケースワーカーが替わることとなりますので、保護受給者の方にとっては、人間関係をまた一から構築することになり、その意味で保護受給者の方に一定の影響が生じることは否めないものでございます。

非常に申し訳ない事態と認識しております。

○いしかわまさき委員 今回の事案を受けた再発防止策につきましては後ほどお聞きするといたしまして、本事案の報道を受けて私の元に類似する事案の相談、報告がございました。

類似事案というのは、市民が日課としてのごみ拾いをしていた際、生活保護受給者に関する個人情報が含まれた書類を取得、内容を確認したところ、生活保護受給証明書と記載されたものであり、福祉保険部名も記載されていたことから、同部に電話連絡したところ、特に問題ないので捨ててくださいと言われたとのことでした。電話連絡した方からすると、受給者にとって大事な書類と思い、また、このような個人情報が含まれた書類が道端に落ちているのは問題と思い、わざわざ担当部局に電話したにもかかわらず、捨ててくださいの冷淡な対応を受けたとのことで、自身にも引け目を感じてしまったとのことでした。

本来であれば、内容をよく確認した上で、謝意を伝えるとともに、現物を取りに行くのがあるべき行動であったと考えます。生活保護を担当している部局は大変忙しいとは思いますが、そのことが丁寧さを欠く対応の理由にしてはならず、一人一人の市民の声を大事にする姿勢を持っていただきたいと思えます。

また、個人情報の取扱いにも十分留意していただくことが必要で、特に生活保護受給者を扱う部局は、受給者情報というものを決して第三者に知られてはならず、そのことは、新人職員であろうが、休職中であろうが、退職しようが、常に求められるものであると思えます。

類似事案に関して、既に事案をお知らせいただいた市民には担当部局から説明と謝罪を済ませているところではございますが、改めて担当部局としてお答えしておくことがあればお願いしたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 いしかわまさき委員から御紹介いただきまして、私が事情をお聞きした類似事案のその方の件でございますが、その御連絡をいただいた方から次のように言われました。

市の対応、情報管理やプライバシー保護の姿勢に疑問を持ったので、今回のことは起こるべきして起きたという印象を持っている、自分が連絡したときに、第三者に情報が伝わったときに取るべき対応を組織として認識できていれば、今回の件は防げたのではないか、このように言われたときには言葉が見つからなかつたところでございます。

その方から連絡を受けたとき、私どもは、生活保護に関する情報が無関係の第三者に渡っているという事実に問題意識を持ち、委員が言われるような行動を取らなければなりません。改めて、誤った対応をしてしまったことをおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○いしかわまさき委員 本事案に戻りまして、生活保護受給者の書類が捨てられていたこと、また、一担当職員の事情によって生活保護費の未支給が発生したことに対する再発防止策について確認していきたいと思います。

まず、個人情報が含まれた書類が庁舎外に持ち出されたこと及びその書類が第三者の目にも触れるような場所に捨てられていたことに対する再発防止策について、具体的な方法も含めてお答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 委員が言われますような庁舎外に書類を持ち出すことを完全に防ぐことは、退庁時に職員の持ち物検査を行うなどしたとしても困難であります。これに関する再発防止策というのは、正直、難しいかなと思います。

公文書の廃棄などの考えられないような行為を職員が行う、その原因を考えたとき、職員が精神的に追い込まれた果てにそのような行為に走ったという傾向が見られると思います。職務の明らかな怠慢、あるいは、乱暴な仕事ぶりに至るまでには何らかの兆候があるはずですので、職員の精神状態に目を配り、上司や同僚が適切な声かけなどを行っていくことが予防策になると考えております。

職員一人一人の状況を見詰め直し、モチベーションやメンタルの保持に一層留意することで、今回の不祥事を組織の改善の方向に向かう契機に変えていきたいと考えております。

○いしかわまさき委員 それでは、次に、一担当職員の事情によって生活保護費の未支給が発生したことに対する再発防止策について、具体的な方法も含めてお答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 未支給状態であることに長く周囲が気づけなかったのは、職員が申請書などを受理した際、その事実を共有せず、自分の机で保管していたことに起因いたしますので、まず、申請書等の受理状況や処理状況を周囲が把握できるよう係員共通のキャビネットで保管することとし、個人の机で保管することを禁止いたしました。申請書などを係長や他の職員から、いわゆる見える化することで、長期間放置される事態が防止されると考えております。

あわせて、職員が申請書を受け取ったときには、係長が申請書受理簿に記載し、その後、生活保護システムにおける電子データ化を行うとすることで、複数の職員が進行を管理でき、未支給状態にあるものを漏れなく確認できるようにいたします。

これらの取組を、1月から一部の係で、2月からは全係で試行を開始しており、4月から本格的に実施することで、生活支援課、保護課が一丸となって事務懈怠の防止並びに早期発見を図ってまいります。

○いしかわまさき委員 今回の事案は、当該職員がもし悪意を持って個人情報が含まれた書類を庁舎外に持ち出したり、あるいは、廃棄したり、また、生活保護費の支給を止めていたのならば、それはもはや犯罪行為であり、先ほどお聞きした再発防止策をもってしても防げるかどうかということになります。ただ、そうでなければ、ヒューマンエラーやイージーミスというものはかなり防ぐことが可能な再発防止策ではないかと評価できると思います。

最後に、本事案の発生後、速やかに対象となった7人への聞き取りや未支給の受給者に対する謝

罪と支給を実施、また、担当部局の川邊福祉保険部長による記者会見並びに謝罪が行われました。また、本事案発生直後から、当該職員が3年間で担当していた受給者約200人について、担当部局では、毎晩毎晩、遅くまで、ほかに未支給等がないか、確認されたとのことで、こうした事案発生後の速やかな対応につきましては大変評価されるものであると、この場でお伝えさせていただきます。

一方で、先ほど類似事案で御紹介した市民の方は、今回の不祥事について、恥ずかしい思いをしたのは、市だけではなく、市民も同じとおっしゃっておられました。それが一般的な市民の声だと思います。市民が二度と恥ずかしい思いをすることのないよう、市として再発防止に取り組むべきことを強く指摘させていただき、また、生活保護行政が市民にとって安心で幸せなものであることを願ひまして、私からの質疑を終了させていただきます。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○駒木委員 よろしくお願ひします。公明党の駒木おさみです。

本日、今日は何の日シリーズということで、昨日は塩尻委員、そして、石川まさゆき委員からごさいました2月25日、にっこりということではありますが、ひざ関節の日ということを先ほど伺いました。私自身も、今、腰痛が長引きまして、質問をするに当たり、動きがゆっくりな動作になるかと思いますが、2月25日、にっこり進めさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、早速、始めさせていただきたいと思ひます。

補正予算に計上されています小中学校の冷房設備整備については、小学校では今年の6月までに全校の普通教室へのエアコン設置が完了し、中学校でも来年6月までに全校での設置が完了すると承知をしております。

各教室に設置されたエアコンについて、ある保護者の方から、参観日に伺われたときのお話を伺いました。その際に、エアコンを見て、「霧ヶ峰」か「白くまくん」かとのぞき込まれたときに、ASAHIKAWA CITYというのが目につきましたと。そのときに、旭川市の独自のデザインシステムということが分からなかったんですけども、二度見をしたということでありました。その話題が、結構、保護者の間でも広がっておりまして、大変評価をいただいているなというふうに思っています。

また、工事現場でも、デザインシステムを取り入れたことがあって、またまちが明るくなったという声もいただいています。先日の2月に行われました子ども議会においても、このエアコンに貼られたステッカーが話題になって、旭川市のものだと思ひて興味が湧いたという子ども議員からの声がありました。ぜひとも、こういったことも進めていただきたいなって感じております。

一方で、これまで、苛酷な暑さの中で児童生徒を守り抜いてきた、支えてきたスポットクーラーが、こういった役目を終えて教室の隅にたたずむ一抹の寂しさも覚えます。しかし、これらのスポ

ットクーラーも、決して無用になるわけではなく、今後は、エアコンが未整備であった放送室、理科室、家庭科教室などに設置していただくなど、ほかの市有施設で利活用し、第2の役割として御検討をお願いしたいと思っております。

こういった厳しい夏を共に乗り越えてきたスポットクーラーへの感謝と敬意を忘れず、また、エアコン設置を設備更新にとどめず、シビックプライドの醸成にまでたどり着けた工夫については高く評価をしております。

空調設備のこの件については、質疑はしないんですけれども、感謝を述べさせていただきます。改めまして、小中学校の非構造部材の耐震化について質疑をいたします。

学校施設は、子どもたちが集い、学ぶ場であると同時に、災害時には地域住民の避難所として役割を担うことから、その安全性の確保が極めて重要であります。旭川市では、これまで、学校施設の耐震化を着実に進めており、今回の補正予算にも、豊岡小学校増改築費、永山西小学校増改築費、学校施設大規模改築費など、耐震化に関連する事業が計上されています。

私も、昨年8月、学校施設課長の御案内で永山西小学校の新校舎を視察させていただきました。校舎はとても明るく、開放的で、動線も本当に分かりやすく、教室と廊下がオープンに広がりがあるのを見て、本当に感動したんですよね。教室の狭さ、通常の広さよりも、廊下も広げて使えることで、いろんな催しもできるなっていうことで、ここも感動しました。

児童生徒が安心して過ごせる設計となっており、特に印象的だったのは、永山西小学校の旧校舎においては、2階、3階からトイレに行くのに1階まで走っていかなくちゃいけない、これが本当につらくて、保護者も本当に頭を悩ませていたところであります。

授業中の移動負担など、こういったことが課題になっていた点でありましたが、永山西小学校の新校舎の供用開始後、本当に、ぴかぴかのトイレを見たときに、子どもたちがお店みたいというふうに目を輝かせていて、そして、足跡マークがあったんですよね。赤、黄、青、緑、そして、低学年、中学年、高学年の洋式のサイズ感だったり、本当に工夫をされているときに、今となれば、トイレに長くいる子どもたち、児童生徒も増えてきている、なかなか教室へ戻ってこなくて困っているっていう先生の声も伺うぐらい、そのように変わった永山西小学校、本当にこういったほほ笑ましいエピソードを私もうれしく感じたところであります。

こういった、児童生徒にとっては小さなストレスが取り除かれたことで、子どもたちがより落ち着いて学習に向き合える環境になったことが、一番、保護者から評価の声をいただいています。

また、新校舎は、地震発生時にも児童生徒や教職員が安心できる施設であるということも感じました。この地震発生時ということなんですが、学校の体育館が避難所となるわけですが、永山西小学校においても、オストメイトの設備が整って、また、おむつ替えの台まであって、全てが、避難所として学校が使われるときに、この永山西小学校の姿って、本当に耐震化に向けて整っているなというふうにも感じました。バリアフリー、また、ユニバーサル的なそういったデザイン、こういったこともどんどん進めていっていただきたいなと思ってます。

長くなりましたが、ここで伺いたいと思います。

長年取り組んできた旭川市の学校施設耐震化はいつまでに完了する見通しでしょうか、お伺いします。

○板東学校教育課長 小中学校の耐震化については、児童生徒や教職員等の安全確保の

観点から、これまで、最優先課題の一つとして取り組んできたところであります。令和5年度には豊岡小学校校舎の増改築工事、令和6年度には永山西小学校の増改築工のほか、日章小学校、雨紛小学校及び明星中学校の耐震補強工事が完了しており、今年度の豊岡小学校屋内体育館増改築工事の完了をもって、全ての小中学校における構造体の耐震化が完了する見込みであります。

○駒木委員 長かった構造体の耐震化は今年度で完了するとのことですが、子どもたちの安全確保を最優先するという観点では、耐震化が必要なのは構造体だけではありません。

そこで、バスケットゴール等の非構造部材の耐震化について伺います。

まず、今回の補正予算に計上された学校施設大規模改造費の内容をお示してください。

○板東学校教育部学校施設課長 学校施設大規模改造費、小学校、中学校における補正予算の内容については、屋内体育館における非構造部材の耐震化として、老朽化したバスケットゴールの撤去、新設、窓ガラスの飛散防止対策や壁つけスピーカーの落下防止対策等を予定しており、令和8年度に耐震改修工事を予定している啓明小学校、緑新小学校、神居小学校、新町小学校、陵雲小学校及び神楽岡小学校の工事費として1億3千966万円、東鷹栖中学校及び東明中学校の工事費として6千755万円を計上しております。

○駒木委員 補正予算の具体的な内容については理解いたしました。

ただいまの御答弁を受けましたが、非構造部材の耐震化については、地震災害が発生した際、学校の体育館は、地域住民の避難所として、最も早く、最も多くの方が利用する場所であります。その体育館に老朽化したバスケットゴールや照明器具、スピーカーなど、非構造部材が残されたままであれば、強い揺れによって落下、転倒し、避難してきた市民や子どもたちに甚大な被害をもたらす危険があります。特に、バスケットゴールは重量が大きく、倒壊すれば重大事故につながることは明らかです。

構造体が無事でも、非構造部材が落下して大惨事になる、これは、全国の地震被害でも繰り返し指摘されてきた点であります。こうしたリスクを考えれば、令和12年度までの整備計画を順番に進めるだけではなく、旭川市は地震が少ない地域だからこそ、備えが遅れていたという状況を絶対につくってはならないと考えています。子どもたちの命を守るために、そして、避難所としての機能を確保するために、非構造部材の耐震化は可能な限り前倒しで進めるべきと考えています。

では、実際に非構造部材の耐震化がどの程度進んでいるのか、その進捗状況について伺います。

このテーマは、児童生徒の安全を最優先に守るということを前提に、2年前にも質疑をさせていただきました。その際、文部科学省からの通知を受け、旭川市としても令和5年度から事業に着手しているとの御答弁をいただきました。

非構造部材の耐震化は現在どの程度進んだのか、耐震化の実施率をお示してください。

○板東学校教育部学校施設課長 屋内体育館における非構造部材の耐震化実施率については、文部科学省が公表した公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果で申し上げますと、令和7年4月1日現在の耐震化実施率は52%であり、今年度を実施しました工事完了分も含めた令和8年4月1日現在の耐震化実施率は62%の見込みであります。

○駒木委員 ただいま御答弁にありましたように、耐震化実施率は今年度末で62%の見込みとのことでありました。中核市や道内主要都市における整備状況と比較した際、本市の認識と耐震化完了までのスケジュールについて伺います。

○板東学校教育課長 令和7年4月1日現在のフォローアップ調査結果で申し上げますと、中核市62市のうち、本市は9番目に耐震化実施率が低い状況であります。また、道内主要都市では、札幌市に次いで本市が2番目に低い結果であることから、早急な対策が必要であると認識しております。

非構造部材耐震化の完了については、令和12年度までを目途として、令和5年度から調査、設計に着手しており、毎年5校から10校程度の整備を実施する計画としております。

○駒木委員 他都市と比べても、本市の実施率が低い状況にあるとの御答弁でありました。

完了目標は示されましたが、子どもたちの安全を最優先に考えると、可能な限り前倒しで整備を進める必要があると考えます。令和12年度までに整備を進めるとのことですが、子どもたちの安全、安心、教育環境を確保する観点から、整備の前倒しを図り、可能な限り早期に完了すべきと考えます。

本市としての見解を学校教育課長にお伺いします。

○坂本学校教育課長 非構造部材の耐震化については、児童生徒や教職員が安全、安心して学び、働く上で大変重要であると認識しております。

中核市の中では、バスケットゴールといった非構造部材について、既に耐震化を全て終えている自治体が半数を超えている状況にあります。築後40年を超える学校が多い本市では、計画的かつ効率的に事業を執行していく必要があると考えています。

このため、老朽化の度合いをしっかりと把握して、緊急性や危険性が高い学校については、財政部局と情報を共有し、早期の実現に向けて引き続き協議を進めてまいります。

○駒木委員 小中学校の非構造部材の耐震化についての質疑は、以上となります。

続いて、いじめ訴訟和解について、1問のみお伺いしたいと思います。

今回の和解について、和解条項案に示された金額は、いじめ再発防止に向けた旭川市の取組を原告も評価したものであります。ここからは、一人の保護者として、そして、現在は市議会議員として、当時と違う上で、一言申し上げた上で質疑に入らせていただきたいと思います。

当該生徒が行方不明となった日、私も一人の親として、我が子を案ずるとの思いで、ほかの保護者の皆さんとともに、どうか早く見つかってほしいという思いを心にとどめながら、情報を共有し、探してまいりました。その後、現場となった永山中央公園では、何も分からない子どもたちが、公園で遊んでいる子どもたちがカメラを向けられるなど、過熱する取材にさらされる中、私たち保護者の多くが必死に子どもたちの平和を守ってきた当事者であります。

当時子どもたちは小学生でありましたが、現在は成長して中学生になっております。それでも、今もなお、永山中央公園で遊ぶ子どもたちが、献花台に向かって、まるで友達に手を振るように接する姿があります。そのときと状況は全く変わっていません。公園に来たら、おはよう、こんにちは、夕方になって帰るときはバイバイと、そこに当該生徒がいるかのような状況が今もあります。そして、私自身も永山中央公園の隣に住んでいます。朝から夜まで、夕方まで、何年もこういう状況を見てきた一人であります。

その中で思うものは、この当該生徒が命をかけて残してくれたものを察するのであれば、今を生きる子どもたちを守る旭川モデルという揺るぎない形となって本市に根づかせていくことだと思っております。この件を受けて、旭川市がどう受け止め、次世代につないでいくのか、二度と同じ事

案を繰り返さないという決意を具体的な仕組みとして昇華させる旭川モデルの確立こそが、彼女が生きたあかしを未来へとつなぐ唯一の道であると考えております。

本市は、市長部局にいじめ防止対策推進部を設置し、学校教育部と表裏一体で動く体制、いわゆる旭川モデルを確立いたしました。私は、この体制を全国に誇るべき本市の到達点として最大に評価をしております。

当時からこれまで、その後の学校教育部の皆さんの変化、そして、迅速かつ真摯な相談対応は、いじめ見逃しゼロに向けて確実に動いてくださっています。私自身に寄せられる相談の多くは、子どもから若者であることが非常に多いです。その中で、学校に関わることも非常に多く、昨日も担当課長に相談もさせていただきましたが、その相談の中で、学校の相談事を、学校教育部をはじめ、皆さんに相談しましたら、朝、そのことをお伝えすると、すぐ動いてくださって、夕方にはその道筋が見えてくるという、その保護者や児童生徒に安心を与えていけるというのをずっと見てきたものがあるから、こういうことを今伝えているところであるんですが、その中でも、学校の先生の不信や不安、こういったこともいじめ防止、未然防止に向けて即対応してくださっていることを本当に肌で感じている一人であります。

こういった現場の熱意ある対応に救われた子どもや保護者が確かに存在しています。今回の和解を得て、この旭川モデルをさらに盤石なものとし、いじめ防止に関わる取組を今後もより一層力強く推進していただきたいと考えています。子どもたちの命を守り抜くという決意を改めて全庁を挙げて取り組んでいく、そういった思いも込めまして、教育長にお伺いをさせていただきます。

和解を受け入れるに当たり、教育長の見解を伺い、私の質疑を終えます。

○和田教育長 このたびのいじめの事案につきましては、2度の調査におきまして事実関係の解明といじめの認定が行われてまいりました。報告書では、教育委員会及び学校の対応課題の検証と提言が示され、これを踏まえ、本市では、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組を構築し、着実に推進してきてございます。

和解勧告文では、訴訟の進行経緯や今後の進行見込み等も考慮し、現時点で、双方が互譲の上、和解勧告するというものでございます。条項案として、損害賠償債務と併せて、本市の再発防止に向けた取組を原告側も評価し、合意するものであることを含む7項目が示されてございます。

本市では、裁判の手續において、2つの調査結果を踏まえ、当時の教育委員会と学校の対応について説明を尽くしてきており、和解条項案を総合的に勘案し、このたび和解に応じようとするものでございます。

教育委員会といたしましては、本事例の教訓を忘れることなく、二度と同様の事態を繰り返すことのないよう、市長部局、学校と一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止にしっかりと取り組んでまいります。

○高橋紀博委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 他に御質疑がなければ、以上で、本特別委員会に付託を受けております議案第1号ないし議案第13号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上13件に対する質疑は、全て終了いたしました。

したがいまして、これより本特別委員会としての結論の取りまとめに入る運びとなるわけであり

ますが、結論の取りまとめと議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の案の作成につきましては、代表者会議で執り行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午後 3 時 30 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

本特別委員会に付託を受けております各号議案 13 件につきましては、先ほどまでの委員会で全ての質疑を終了し、その後、本特別委員会としての結論の取りまとめを行うため、各会派 1 名による代表者会議で意見の調整を図ってまいったわけでありました。

代表者会議における取りまとめの経過につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思いますので、この際、その説明は省略させていただき、結果のみについて御報告申し上げたいと思います。

すなわち、代表者会議における取りまとめの結果につきましては、議案第 1 号ないし議案第 12 号の以上 12 件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定し、議案第 13 号につきましては、意見の一致を見るに至らなかったところであります。

(江川委員退場)

○高橋紀博委員長 これより、討論に入ります。

発言の申出がありますので、順次、発言を許します。

○上野委員 議案第 13 号、和解についてに対し、反対の立場で討論いたします。

以下、簡潔に反対の理由を述べます。

1、和解に至った理由について明確な資料が提示されていないこと、2、2つの調査報告書の事実認定に関わる違いについて明確になっていないこと、3、仮に和解が成立した場合、関係職員に対する処分の検討との答弁があったことに関して納得できない、以上の理由から反対といたします。

○能登谷委員 日本共産党を代表して意見を述べます。

議案第 13 号、和解については、いまだに和解の根拠となる資料、判断材料が示されていません。裁判所の開示制限が整った後に市議会で内容を確認してからの判断でも遅くはなく、3月中の和解に合わせた対応も可能となります。

特別委員会の審議では、弁論準備手続の 2 回目から和解が示唆され、和解ありきで進み、市が否認すべき 2 つの争点についても、ろくに主張した経過がないことが分かりました。

特に問題だと考えるのは、市は、判決となる場合には被告である本市の法的責任の有無や範囲が示されるものと考えていると答弁していることから、和解になった場合は、市の法的責任の有無や範囲が示されないことを十分に理解しながら、真実の解明を避けてうやむやにして和解に応じようとしていることです。

我が会派としては、議案の継続審査を求めるために調整しましたが、かないませんでしたので、反対せざるを得ないことを意見として申し述べます。

また、議案第 1 号、一般会計補正予算には、いじめ和解の予算が計上されています。

いじめの賠償は必要なことと判断していますので、この場合は、賠償額の上限額の設定と捉えて

理解することは可能です。この補正予算には生活保護費の追加支給や物価高騰対策も盛り込まれていることから、賛成する旨の意見といたします。

以上、日本共産党の、議案第1号には賛成の、議案第13号には反対の意見といたします。

○横山委員 本件の対象である、いわゆる旭川市いじめ重大事態に関わり起こされた被害生徒遺族による損害賠償請求訴訟について、早期に争いを終結させる目的で和解を選択することそのものに反対するものではありません。

昨年、訴えが起こされた後に、昨年8月、子育て文教常任委員会において、2つの報告書の相違点の評価、市教委及び学校が怠ったとされる対応の詳細、その責任の範囲などを十分整理した上で訴訟に臨むことを求めてきました。しかし、この間、それらが明らかにされることはなく、本議案の提案に際しても具体的な説明がなく、和解を受け入れることの是非や和解額の妥当性などを判断できる材料が明らかにされたとは言えません。

このまま和解に至れば、原告、被告双方の主張、それに対する裁判所の具体的な判断が行われず、結果的に、市教委及び学校の法的な責任の有無やその範囲が明らかにされないままになることを懸念いたします。

痛ましいこの事件を大切な教訓として、同様の事態を繰り返さないと決意しているのであれば、当時の市教委はもちろん、学校や個々の教職員のいつ、どのような対応に問題があったのか、どうしなければならなかったのかなどを明らかにしなければならないと思います。

審査特別委員会での質疑でも明らかにされなかった以上、現段階で和解を受け入れるという判断には同意できないから、議案には反対をします。

○高橋紀博委員長 以上で、発言の申出による討論は終了いたしました。

他に御発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 他に御発言がなければ、討論終結と認め、これより採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、議案第13号の和解について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、原案どおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○高橋紀博委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(江川委員入場)

○高橋紀博委員長 次に、議案第1号ないし議案第12号の以上12件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの委員会の決定に基づき、議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の作成に取りかかる

運びとなるわけではありますが、あらかじめ、その文案を作成しております。

議長宛て審査報告書の文案につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思いますので、この際、配付につきましては省略させていただき、委員長口頭報告のみ議会事務局から朗読いたします。

○林上議会事務局次長 補正予算等審査特別委員会委員長口頭報告案を朗読いたします。

本特別委員会に付託を受けておりました議案第1号ないし議案第13号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上13件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過であります。本特別委員会は、2月20日から25日までの間、委員会を3回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、付託議案に対する質疑のみをまず先に行い、さらに、一切の質疑が終了した後、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいった次第であります。

審査過程における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、民主・市民連合の上野委員から、議案第13号の和解につきましては反対である旨の、日本共産党の能登谷委員から、議案第1号の令和7年度旭川市一般会計補正予算につきましては賛成である旨の、議案第13号につきましては反対である旨の、無所属の横山委員から、議案第13号につきましては反対である旨の討論がそれぞれあった後、採決に入り、議案第13号につきましては、起立採決の結果、起立多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定し、議案第1号ないし議案第12号の以上12件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○高橋紀博委員長 それでは、議長宛て審査報告書と、ただいま議会事務局次長が朗読いたしました委員長口頭報告につきましては、そのとおり報告することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、本特別委員会の議事は、全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、本特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時42分